

公共下水道の減量認定制度について

公共下水道をご利用のお客さまには、水道水の使用水量を汚水排除量とみなして課金させていただきます。

しかしながら営業に伴い使用する場合において製品化・蒸発等により使用水量と下水道へ排除する水量（汚水排除量）が、著しく異なる場合に、お客さまから申告を受けることにより、使用水量と異なる汚水排除量を認定することができます。下記の条件に該当し、認定を受けたい方は、下水道課まで申し出ください。

〈減量認定を受けることが可能な方〉

- ・製氷業、清涼飲料水製造業、醸造業その他飲料製造業
- ・氷菓子製造業その他食料品製造業
- ・営業において冷却塔を使用するもの

五所川原市下水道使用料の算定に係る汚水排除量の減量認定に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、五所川原市下水道条例（平成23年五所川原市条例第13号）第23条第3項第4号の規定に基づき、製氷業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量（以下「使用水量」という。）がその営業に伴い公共下水道に排除する汚水の量（以下「汚水排除量」という。）と著しく異なる場合の汚水排除量の認定（以下「減量認定」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(減量認定の対象)

第2条 管理者は、五所川原市下水道条例施行規程（平成23年五所川原市公営企業管理規程第5号。以下「規程」という。）第17条第1項各号のいずれかに該当する業における使用水量について、公共下水道に排除しない水の量が明確に把握できる場合に限り、減量認定を行うことができる。

(申告の査定)

第3条 管理者は、減量認定を受けようとする者から汚水排除量申告書による申告がなされたときは、使用者の立ち会いのもと実施調査を行い、及び施設状況等を確認し、その申告内容を査定するものとする。

2 規程第17条第2項に規定する管理者が汚水排除量の認定上必要と認める書類は、次に掲げる書類その他の管理者が汚水排除量の認定上必要と認める書類とする。

- (1) 給排水系統を明らかにした給排水管系統図
- (2) 食料品等の製品化の場合は、過去1年間の製造高を表した資料
- (3) 製品に含有する水量を明らかにした資料
- (4) 冷却装置等の機器の仕様書

(公共下水道に排除しない水量)

第4条 規程第17条第3項に規定する管理者が別に定める公共下水道に排除しない水の量は、次の各号に掲げる業の区分に応じ、当該各号に定める水量とする。

- (1) 製氷業 氷の出荷量から算出した水量
- (2) 清涼飲料水製造業、醸造業、氷菓子製造業等 含水率、製品出荷量等から算出した水量
- (3) 営業において冷却塔を使用するもの（1月当たりの使用水量（1施設で複数の水道メーターが設置されている場合は、合計した給水量とする。）と汚水排除量の差が、使用水量の10パーセント又は100立方メートルを超えるものに限る。） 使用者の負担において、その給水系統の適切な箇所に設置された計量装置により計測された水量
- (4) 前各号によりがたい場合 水の使用状態に応じ、管理者が適切と認めた方法により認定した水量

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。